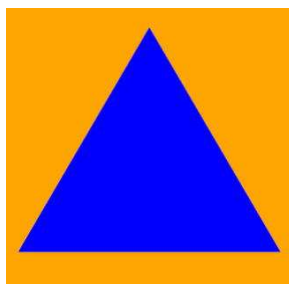


# 長洲町国民保護計画

## 概要版



長洲町

# 長洲町国民保護計画とは

平成16年9月に国民保護法が施行されました。これは、外部からの武力攻撃や大規模テロなどから、国民の生命・身体・財産を守り、国民生活や国民経済に与える影響が最小限となるよう、国、県、市町村などの役割分担を定めた法律です。

長洲町国民保護計画（以下「町国民保護計画」という。）は、武力攻撃やテロなどの兆候に関する情報が提供され、あるいは発生した場合において、警報の伝達、避難住民の誘導、救援等の国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するためのものです。

## 第1編 総論

### 町国民保護計画の位置づけ

町国民保護計画の位置づけは、次のとおりとなっています。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）H16年9月



国民の保護に関する基本方針（H17年3月）



熊本県国民保護計画（平成17年度）



長洲町国民保護計画（平成18年度）

### 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、次の各編により構成されます。

第1編 総論	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 町の責務、計画の位置づけ、構成等</li><li>■ 国民保護措置に関する基本方針</li><li>■ 関係機関の事務又は業務の大綱等</li><li>■ 町の地理的、社会的特徴</li><li>■ 町国民保護計画が対象とする事態</li></ul>
第2編 平素からの備えや予防	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 組織・体制の整備等</li><li>■ 避難・救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</li><li>■ 物資及び資材の備蓄、整備</li><li>■ 国民保護に関する啓発</li></ul>

<b>第3編 武力攻撃事態等への対処</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</li> <li>■ 町対策本部の設置等</li> <li>■ 関係機関相互の連携</li> <li>■ 警報及び避難の指示等</li> <li>■ 救援</li> <li>■ 安否情報の収集・提供</li> <li>■ 武力攻撃災害への対処</li> <li>■ 被災情報の収集及び報告</li> <li>■ 保健衛生の確保その他の措置</li> <li>■ 国民生活の安定に関する措置</li> <li>■ 特殊標章等の交付及び管理</li> </ul>
<b>第4編 復旧等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 応急の復旧</li> <li>■ 武力攻撃災害の復旧</li> <li>■ 国民保護措置に要した費用の支弁等</li> </ul>
<b>第5編 緊急対処事態への対処</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 緊急対処事態における対処</li> </ul>

### 町国民保護計画の基本方針

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、次のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定めています。

1．基本的人権の尊重

2．国民の権利利益の迅速な救済

3．国民に対する情報提供

4．関係機関相互の連携協力の確保

5．国民の協力

6．高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

7．指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮

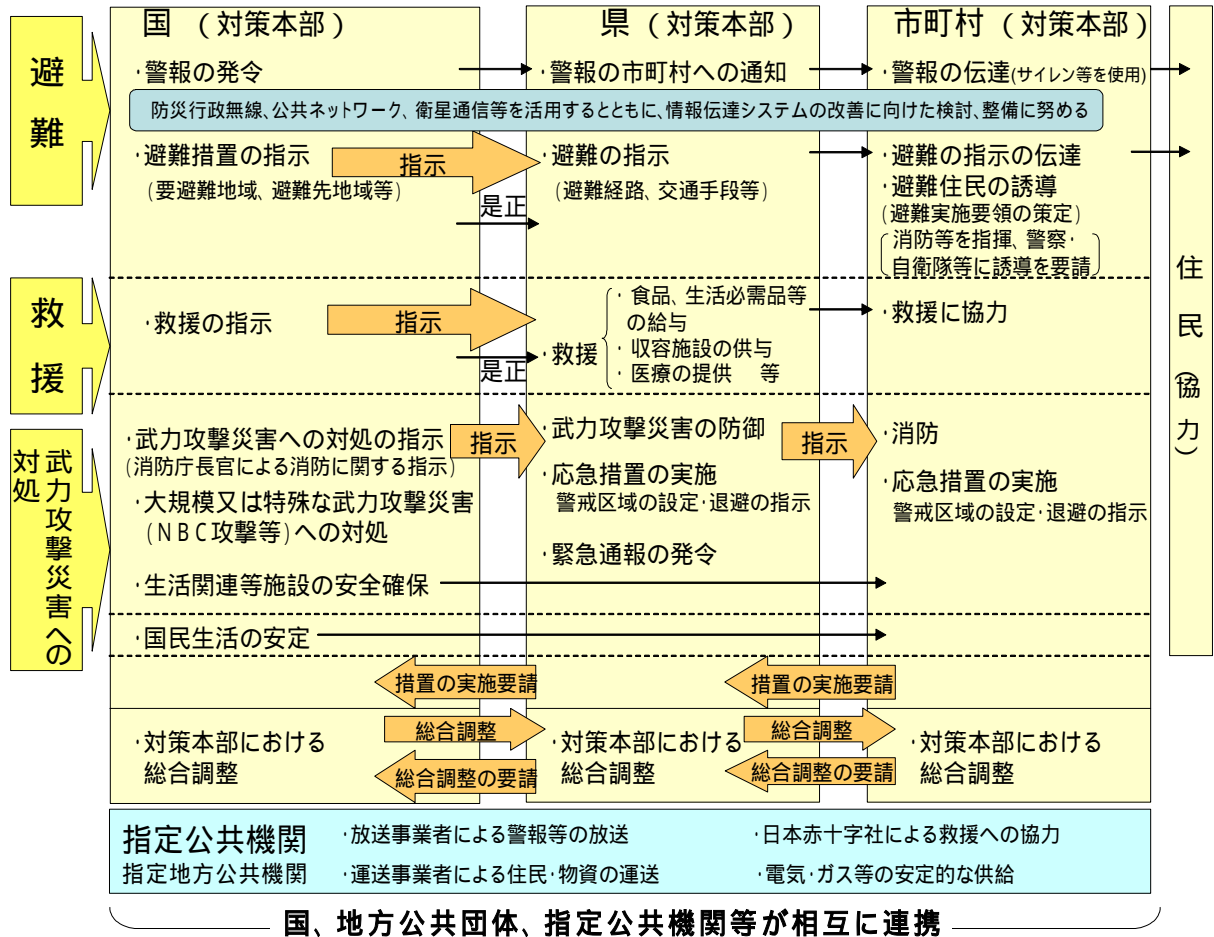
8．国民保護措置に従事する者等の安全の確保

9．外国人への国民保護措置の適用

### 関係機関の事務又は業務の大綱等

国民保護措置については、国、都道府県、市町村で次のような仕組み、役割になっています。

## 国民の保護に関する措置の仕組み



### 町の地理的、社会的特長

国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について記述しています。

地形 気候、 人口分布 道路の位置等

## 町国民保護計画が対象としている事態

### 武力攻撃事態の想定

着上陸侵攻



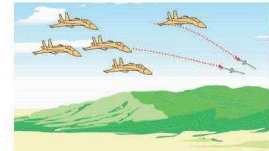
ゲリラや特殊部隊による攻撃



弾道ミサイル攻撃



航空攻撃



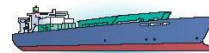
### 緊急処理事態の想定

近隣県の原子力発電所の破壊

大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破

大量殺傷物質等（生物剤、化学剤）の大量散布

航空機等による自爆テロ



## 第2編 平素からの備えや予防

### 組織・体制の整備等

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を行います。

町における組織体制の整備について定めています。

- 町の各課における平素の業務
- 町職員の参集基準等
- ・職員の迅速な参集体制の整備
- ・24時間即応体制の確立
- ・町の体制及び職員の参集基準
- 消防機関の体制
- 国民の権利利益の救済に係る手続等

関係機関との連携体制の整備について定めています。

通信の確保、情報収集・提供等の体制について定めています。

国民保護措置の実施に必要な知識の習得のために、研修及び訓練のあり方について必要な事項を定めています。

#### **避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え**

避難、救援に関する基本的事項を定め、運送事業者の輸送力、輸送施設の把握、生活関連施設の把握に努め、県が行う避難施設の指定への協力をします。

#### **物資及び資材の備蓄、整備**

町における備蓄や管理する施設及び設備の整備点検等について定めています。

#### **国民保護に関する啓発**

国民保護措置に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発を定めています。

### **第3編 武力攻撃事態等への対処**

#### **長洲町緊急事態連絡本部の設置**

国から国民保護対策本部を設置するよう指示がなされる前の段階(武力攻撃等の初期の段階)

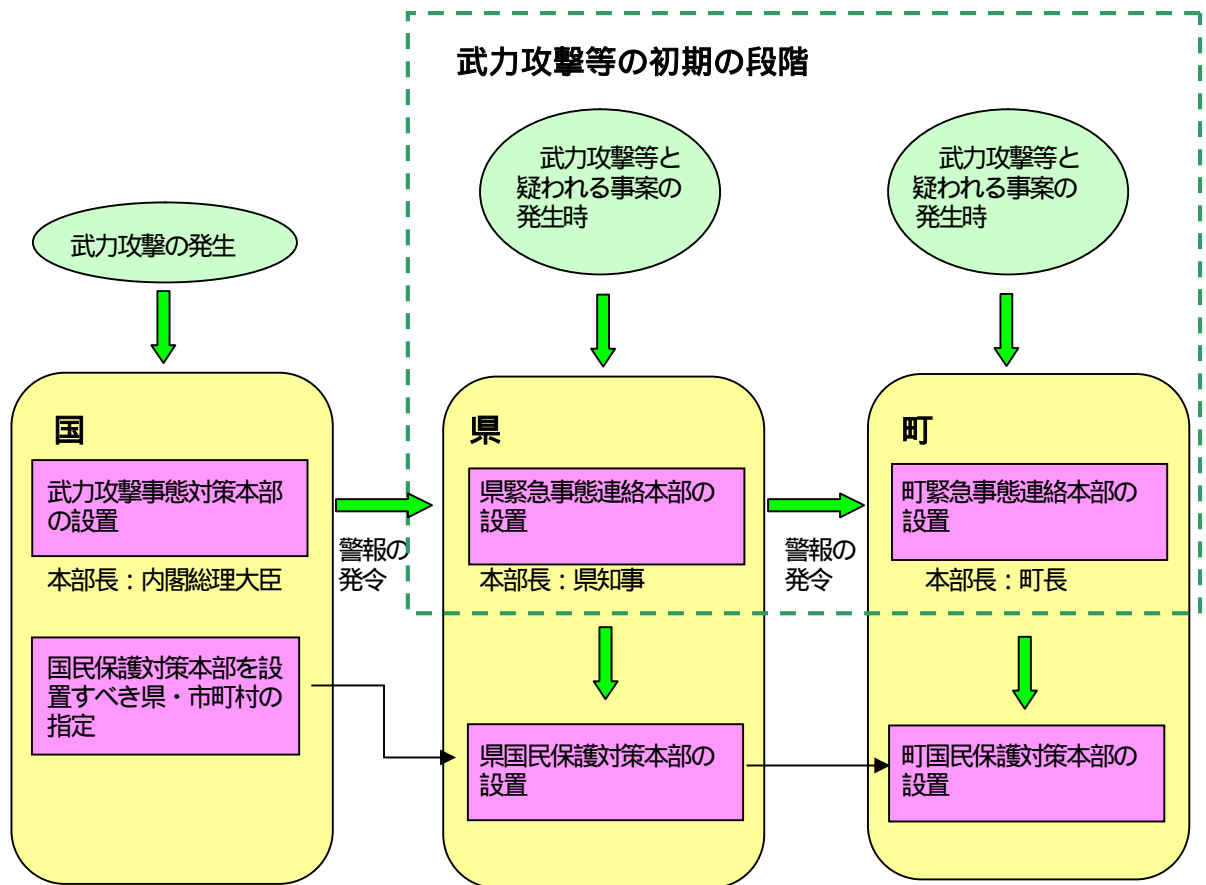
武力攻撃等の初期の段階(武力攻撃事態等に係る警報が国から発令された場合等)においては、関係機関と相互に連携協力を図ることにより、的確かつ迅速に応急措置が実施できるよう初動体制を確立します。

#### **長洲町国民保護対策本部の設置**

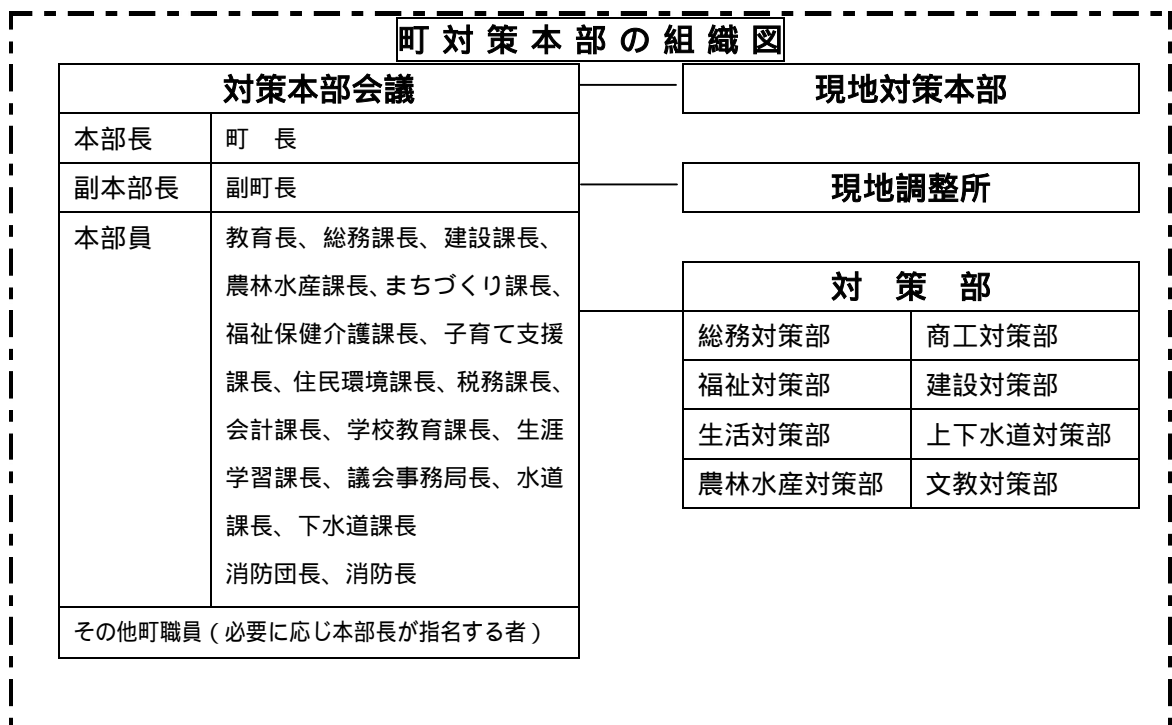
国から国民保護対策本部を設置するよう指示がなされた後の段階

武力攻撃等においては、国から国民保護対策本部を設置するよう指定を受けた場合は、直ちに「長洲町国民保護対策本部」を設置し、町内における国民保護対策措置の総合的な推進を図ります。

実施体制を図示すれば、次のとおりです。



町対策本部の組織構成及び各組織の機能は次のとおりです。



### 関係機関相互の連携

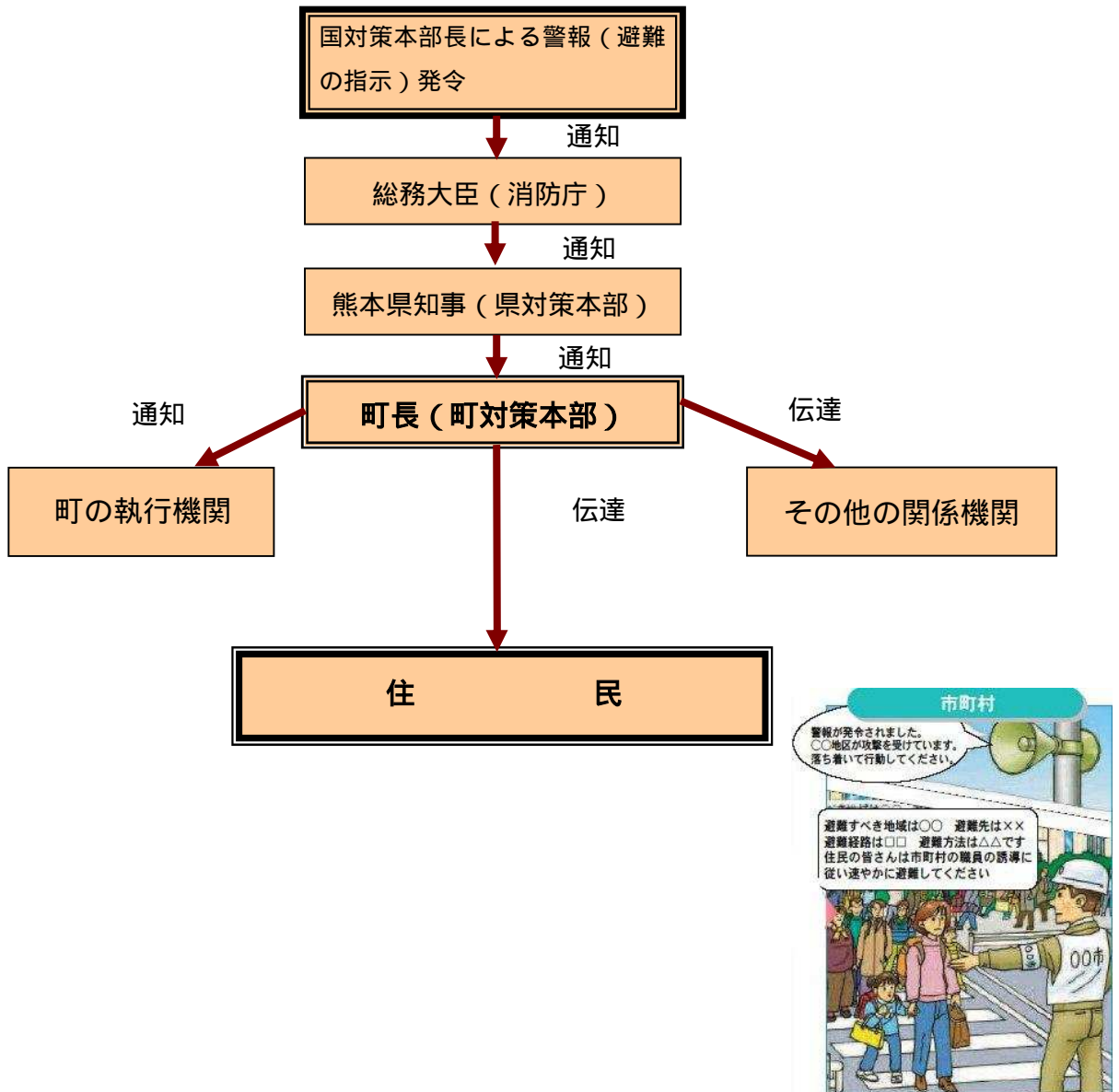
国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について定めています。

### 警報及び避難の指示等

警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について定めています。

避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について定めています。

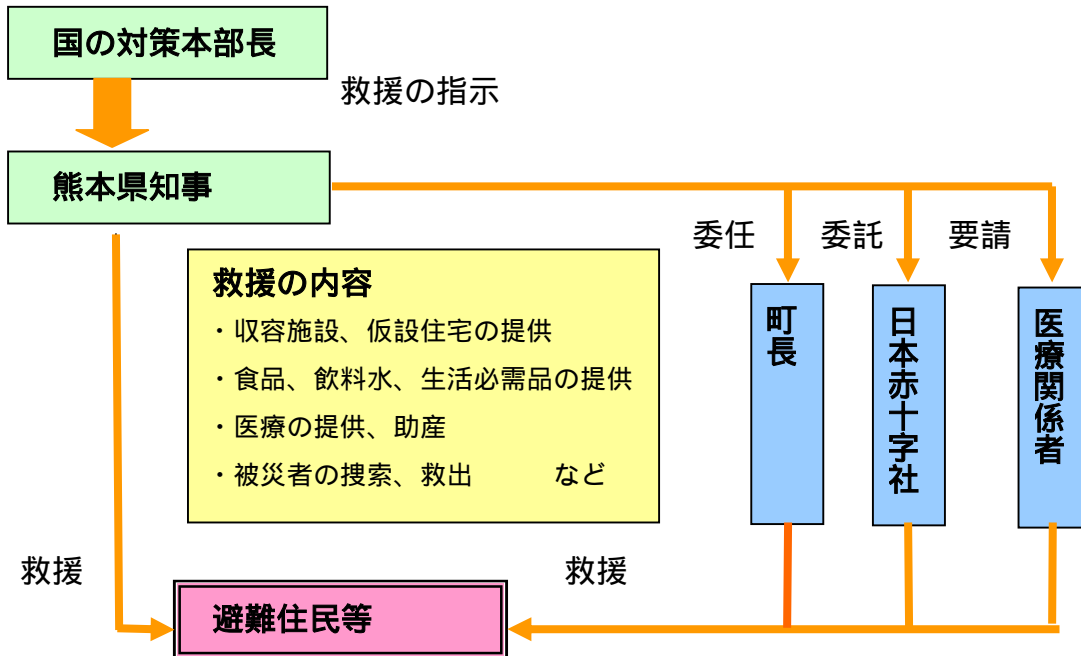
警報の通知・伝達、避難の指示の通知・伝達の仕組みは次のとおりです。





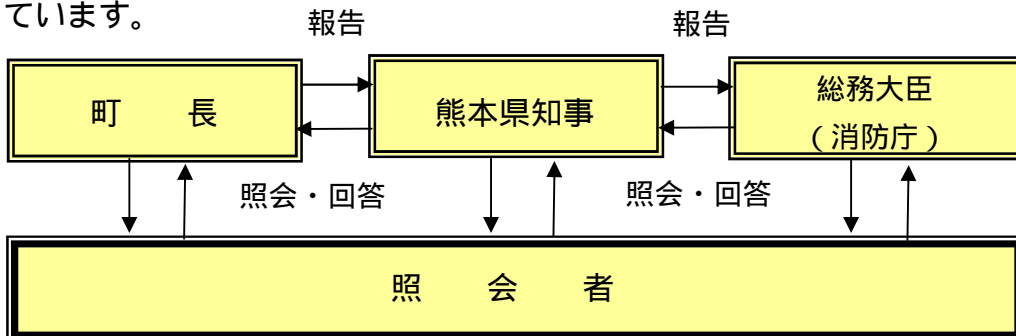
## 救援

町長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、救援を必要としている避難住民に対して、収容施設の供与、食料・飲料水及び生活必需品の給付又は貸与、医療の提供及び助産など必要な措置を行います。



## 安否情報の収集・提供

町は、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を定めています。



### 武力攻撃災害への対処

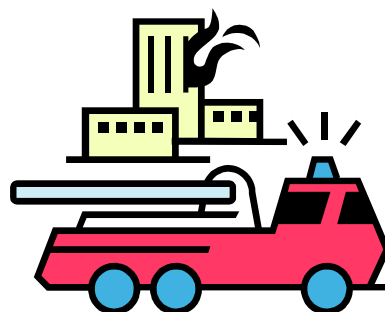
国、県、町が協力して、武力攻撃に伴う被害をできるだけ少なくするために必要な措置を行います。

生活関連施設（ダム、鉄道など）の安全の確保、警備の強化、立入制限

危険物、毒物、劇物、高圧ガスなどの取扱所での製造などの禁止、制限など

警戒区域の設定、区域内への立入制限および禁止、退去命令

消火、救急および救助の活動



### 被災情報の収集及び報告

町は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について定めています。

### 保健衛生の確保その他の措置

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について定めています。

### 国民生活の安定に関する措置

国民生活の安定のため次のような措置を行います。

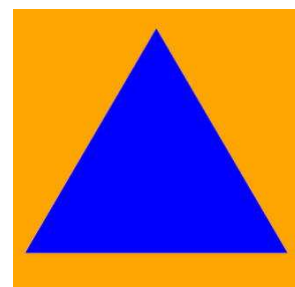
生活関連物資等の価格安定

避難住民等の生活安定

生活基盤等の確保

### 特殊標章等の交付及び管理

町は、国民保護措置に係る職務等を行う者及びその職務等に使用される場所、車両等を識別するために使用する特殊標章及び身分証明書を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について定めています。



## 第4編 復旧等

### 応急の復旧

町は、管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について定めています。

### 武力攻撃の復旧

町は、管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について定めています。

### 国民保護措置に要した費用の支弁等

町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について定めています。

## 第5編 緊急処理事態への対処

町は、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行います。

町は、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行います。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて行います。